

バリアフリー改修に係る減額措置

高齢者、障害者等が居住する既存住宅について、一定のバリアフリー改修工事を行なった場合、固定資産税の減額が受けられます。

(補助金等を除く自己負担額が30万円以上である事。)

■居住者条件

- ・65歳以上の方
- ・要介護認定又は要支援認定を受けられた方
- ・障害のある方

■対象となるバリアフリー改修工事

- ・廊下の拡幅 ・階段の勾配緩和 ・浴室の改良 ・トイレの改良 ・手すりの取り付け
- ・床の段差解消 ・引き戸への取り替え ・床の滑り止め
- ・補助金等を除く自己負担金額が50万円超である事

■特例措置の内容

対象となる家屋の翌年度分の固定資産税を1/3減額。(100㎡までを限度とする。)

■必要書類

特例措置を受けようとする方は、改修後3ヶ月以内に提出してください。別紙申告書に工事明細書、写真等関係書類を添付のうえ、税務課資産税班に申告して下さい。

- ① 住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税減額規定の適用申告書
- ② 工事明細書
- ③ 工事写真